

平成24年度社会福祉法人男鹿保育会事業報告書

1. 期 間

平成24年10月26日～平成25年3月31日

2. 法人設立年月日

平成24年10月26日

3. 所在地

男鹿市船川港比詰字大沢田44-4（船川北公民館内）

4. 法人運営

(1) 法人の運営方針及び事業内容

社会福祉法人として、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、平成25年4月1日から次の社会福祉事業を行うための準備作業を行った。

- ① 男鹿市立保育園の指定管理
- ② 放課後児童健全育成事業の受託経営

(2) 法人の基本理念及び基本方針

基本理念・基本方針については、平成25年3月21日の理事会で議決。

基本理念

本法人は、男鹿市の指定管理者として、多様化する保育ニーズへの柔軟な対応と、保育の質の向上を目指します。さらに、地域との連携を図り、保護者の子育てを支援します。

(3) 役員・評議員

役員	理事	6名
	監事	2名
評議員		13名

(4) 職 員

事務局3名（事務局長、事務局次長、事務局主任）

5. 理事会・評議員会の開催状況

(1) 理事会 4回

開催年月日	出席者数	議 事 内 容	会議の結果
第1回理事会 平成24年 11月6日	理事5名 書面1名 監事2名	・評議員の委嘱について	原案どおり可決
第2回理事会 平成24年 11月8日	理事6名 監事2名	・理事長の互選について ・常務理事の委嘱について ・理事長の職務代理者の指名について ・平成24年度事業計画について ・平成24年度収支予算について ・諸規程の制定について	中川理事に決定 原案どおり可決 原案どおり可決 原案どおり可決 原案どおり可決 原案どおり可決
第3回理事会 平成24年 12月20日	理事6名 監事1名	・専決処分の報告 (給与規程一部改正) (就業規則一部改正) (慶弔規程の制定) ・報告事項 (要綱の制定) (職員採用について) ・基本理念及び基本方針について	継続審議
第4回理事会 平成25年 3月21日	理事6名 監事2名	・専決処分の報告 (臨時職員任用等規程一部改正) (私用自動車規程一部改正) (公用車規程一部改正) ・報告事項 (要綱の制定及び一部改正) ・基本理念及び基本方針について ・平成25年度事業計画について ・平成25年度収支予算について ・評議員の委嘱について ・保育園長及び園長補佐の任命について	原案どおり可決 原案どおり可決 原案どおり可決 原案どおり可決 原案どおり可決

(2) 評議員会 2回

開催年月日	出席者数	議事内容	会議の結果
第1回評議員会 平成24年 11月6日	評議員 10名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の選任について ・ 平成24年度事業計画について ・ 平成24年度収支予算について ・ 諸規程の制定について 	原案どおり承認 原案どおり承認 原案どおり承認 原案どおり承認
第2回評議員会 平成25年 3月21日	評議員 10名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念及び基本方針について ・ 平成25年度事業計画について ・ 平成25年度収支予算について 	原案どおり承認 原案どおり承認 原案どおり承認

6. 監事監査の実施状況

平成25年5月10日に定款に基づく決算監査実施

7. 主な契約に関する事項

契約等名	契約年月日	契約の相手方	契約の概要
会計ソフト	平成24年11月8日	秋田ゼロックス(株)	5年リース 月額リース料 14,490円(税込) 5年総額 869,400円(税込)
パソコン	平成24年11月8日	(資) 清水文具	事務局使用5台 1台 78,225円(税込) 5台総額 391,125円(税込)
給与ソフト	平成25年1月25日	秋田ゼロックス(株)	5年リース 月額リース料 10,080円(税込) 5年総額 604,800円(税込)

8. 職員採用試験実施状況

(1) 保育園職員

- ・ 採用試験実施日時 平成25年1月27日(日)
- ・ 場所 男鹿市役所会議室
- ・ 試験内容 一般教養試験 面接試験
- ・ 受験者及び合格者数

職種	応募者数	合格者数
保育士	78名	59名
調理員	16名	4名

(2) 児童クラブ嘱託職員

- ・採用試験実施日時 平成25年2月24日(日)
- ・場所 船川北公民館
- ・試験内容 面接試験
- ・受験者及び合格者数

職 種	応募者数	合格者数
児童クラブ指導員	15名	13名

9. その他

- (1) 平成24年11月1日
「職員の派遣に関する協定書」締結 男鹿市長、理事長
- (2) 平成24年11月1日(子 第295号) 男鹿市長から理事長
「男鹿市立保育園の指定管理者指定に係る申請について」
- (3) 平成24年11月12日 理事長から男鹿市長
「公の施設の指定管理者指定申請書」提出
- (4) 平成24年11月16日
秋田地方法務局に理事長重任の変更登記申請
- (5) 平成24年11月16日(子 第319号) 男鹿市長から理事長
「男鹿市立保育園の指定管理者の候補者の選定について(通知)」
- (6) 平成24年11月29日 理事長から秋田県知事
「社会福祉法人財産移転完了報告書」提出
- (7) 平成24年12月21日(子 第419号) 男鹿市長から理事長
「公の施設の指定管理者指定通知書」
指定の期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- (8) 平成25年3月27日 男鹿市長、理事長
「男鹿市立保育園の指定管理に関する基本協定書」締結